

CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！

484号(P.1)2026年10月16日

新 津 商 工 会 議 所

TEL: 22-0121

FAX: 25-2332

メール: n-cci@fsinet.or.jp



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

補助金

持続化補助金（第20回一般型通常枠）

小規模事業者が取り組む販路開拓や業務効率化に必要な経費の一部を補助します。当所経営指導員が申請相談に応じます。

- ◆対象 小規模事業者（従業員数：商業・サービス業5人以下、宿泊・娯楽業・製造業その他20人以下）
- ◆対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、新商品開発費、委託・外注費等
- ◆補助上限 50万円（特例適用により最大250万円）
- ◆補助率 2/3（賃金引上げ特例の赤字事業者は3/4）
- ◆申請期間 令和8年11月5日（木）～ 12月15日（火）17:00
- ◆事業支援計画書（様式4）発行の受付締切 令和8年12月4日（金）
- ◆申請方法 電子申請のみ（GビズIDプライムアカウントが必要）

詳しくはこちらをご覧ください →



<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

補助金

【新潟県】ビジネス変革応援補助金のご案内

事業再構築やDX、省人化・省力化に取り組む県内中小企業を支援します。

◆申請枠・補助内容

①ビジネスモデル再構築枠

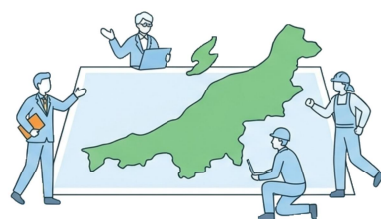
新商品開発、新分野展開、事業転換等
補助率2/3以内・33万3千円～100万円

②DX対応枠

デジタル技術による業務・サービスの改善
補助率2/3以内・33万3千円～100万円

③生産性向上枠

機械・システム導入による省人化・省力化
補助率1/2以内・25万円～100万円



詳細はこちら

◆主な要件

- ・県内中小企業であること
- ・売上高、粗利益または付加価値額が基準年同月比で一定以上減少していること
- ・「パートナーシップ構築宣言」に登録していること
- ・商工会議所の支援を受けて取り組むこと

◆申請期限 令和8年10月29日（木）

※申請書を商工団体へ提出後、事務局へのメール送信が必要です。到着順で受け付け、予算に達し次第終了します。申請希望者は早めに当所へご相談ください。

【お問い合わせ】

制度全般：相談ダイヤル TEL: 0570-783736

申請相談：新津商工会議所 TEL: 0250-22-0121

「にいつホットステーション新年号」に【紙上名刺】を掲載しませんか？

会報紙「にいつホットステーション」は、旧新津市、小須戸・矢代田地区、江南区嘉瀬の約16,270世帯へ新聞折込で配布しています。新年号では、紙上名刺（ミニ広告）の掲載事業所を募集します。新年のご挨拶や事業所PRにぜひご活用ください。

- ◆発行日 令和9年1月1日（金）
- ◆配布日 令和9年1月3日（日）予定
- ◆掲載料 2,000円（税込）
- ◆サイズ 縦4.0cm×横3.0cm
- ◆締切 令和8年11月13日（金）
- ◆申込 申込フォームへ必要事項を入力してください。後日、担当者からご連絡します。



お申込みフォーム



昨年の新年号

<担当：近藤・甲田>

セミナー

カスタマーハラスメント対策セミナー

令和8年10月1日から、事業主にカスタマーハラスメント防止措置が義務付けられました。本セミナーでは、改正法のポイントやリスク、防止策、すぐに実践できるコミュニケーション方法を解説します。

- ◆日時 令和8年11月16日（月）14:00～16:00
- ◆会場 新津商工会議所 3階大ホール
- ◆対象 中小・小規模事業者（会員・非会員不問）
- ◆受講料 無料 ◆定員 30名（先着順）
- ◆申込 申込書に記入のうえ、FAXでお申し込みください。
- ◆問合せ 新津商工会議所（担当：柳・甲田）

TEL: 0250-22-0121

※本町3丁目駐車場をご利用の方には、無料駐車券を発行します。



詳細・お申込書は
こちらから

新潟県最低賃金の改定に係る各種助成金について

新潟県最低賃金は、令和8年10月1日から時間額1,108円となりました。賃上げや職場環境の改善に取り組む事業者を対象に、次の助成金が設けられています。

「働き方改革推進支援助成金」

労働時間の削減や年休取得促進、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を支援します。

「人材開発支援助成金」

従業員への職業訓練に要する経費や、訓練期間中の賃金の一部を助成します。

「人材確保等支援助成金」（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、職場定着に取り組む事業者を支援します。

「キャリアアップ助成金」

非正規雇用労働者の正社員転換、賃金引上げ、労働時間延長等の処遇改善を支援します。

「労働移動・人材確保への支援」

- ・早期再就職支援等助成金
- ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

各制度には、取組開始前の計画提出などの要件があります。活用を検討する場合は、事前に新潟労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省HP



新潟商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

金融情報

経営改善貸付（マル経融資） （賃上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転 設備（10年以内）	3.05% ※10/1 現在 特例：上記利率-0.5%（2年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新潟地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：賃上げ貸付利率特例制度の対象者について】

- ・創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談ください。

相談会

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新潟商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

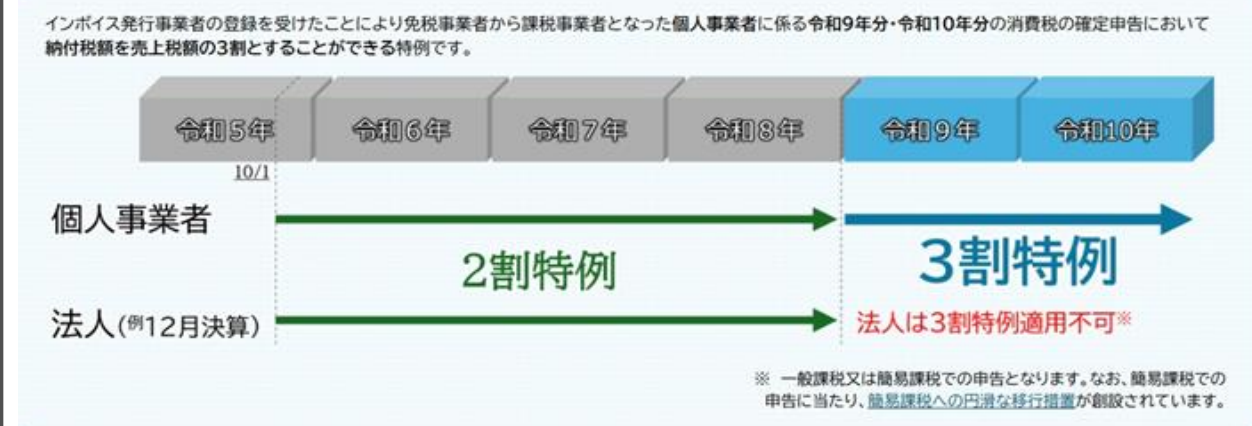
- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10：00～）
 - ・11月10日（火）
 - ・12月 1日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10：00～）
 - ・11月17日（火）
 - ・12月 8日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

消費税「2割特例」終了後の新たな負担軽減措置 ～個人事業者向け「3割特例」が創設されました～

税負担を軽減する「2割特例」は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間をもって終了します。個人事業者については、令和8年分の消費税申告までが対象です。

令和8年度税制改正により、一定の要件を満たす個人事業者は、令和9年分・令和10年分の消費税申告で「3割特例」を選択できるようになりました。



【3割特例の概要】

◆対象者

インボイス発行事業者の登録により免税事業者から課税事業者となった個人事業者で、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下など、一定の要件を満たす方

◆適用期間

令和9年分・令和10年分

◆納付税額

売上げに係る消費税額の3割

例：売上げに係る消費税額が100万円の場合、納付税額は30万円



3割特例では、仕入れに係る消費税額を実額で計算する必要がなく、申告事務の負担も軽減されます。事前の届出は不要ですが、確定申告書の所定欄に特例の適用を受ける旨を記載する必要があります。

なお、法人や、インボイス制度と関係なく課税事業者となる方などは対象外です。また、業種や設備投資の状況によっては、簡易課税制度や一般課税の方が有利になる場合があります。申告方法を選択する際は、納付税額を比較したうえでご検討ください。

詳しくは、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご確認ください。

国税庁「令和8年度税制改正特集」⇒

